

「10月1日から最低賃金が時間額933円になります」

三重県労働局長は、現行の三重県最低賃金を「時間額902円」から31円引上げ「時間額933円」に改正決定することとし、令和4年9月1日官報公示が行われました。

この最低賃金は、本年10月1日（発効日）から、三重県内で働くアルバイトやパート労働者等の名称および年齢を問わず全ての労働者に適用されます。

ただし、電線・ケーブル製造業等の特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が定められており、それらが適用されます。

なお、最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者等を支援するため「業務改善助成金」や「三重働き方改革推進支援センター（専門家派遣）」など施策もありますのでご活用ください。

#### ●月給の場合における算定方法

月給/1ヶ月の平均所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、年間における月平均所定労働時間数）

※ただし、①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、②時間外、休日及び深夜割増賃金、③臨時に支払われる賃金、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金は、比較計算する場合、算定の基礎から除外されます。

#### ●参考資料

- ・三重労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news\\_topics/event/29041702/chingin\\_20210901\\_0002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/event/29041702/chingin_20210901_0002.html)

- ・三重県働き方改革推進支援センター

<https://www.facebook.com/mie.hatarakikata/>

- ・業務改善助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/zigy\\_onushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigy_onushi/shienjigyou/03.html)